

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の終了(四件)……(同)……一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更………二
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……二
- 平成三十一年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……六
- …(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……六
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新………七
- …(生活文化局都民生活部管理法人課)……七
- 開発行為に関する工事完了………七
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……七
- 都市計画事業の施行(四件)………(建設局道路建設部管理課)……七
- …(建設局道路建設部管理課)……七

告示

●東京都告示第六百五十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、三鷹市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 三鷹市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 三鷹市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同年二月二十八日まで

●東京都告示第六百五十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都

西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 青梅市成木七丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月一日から平成三十一年三月八日まで

●東京都告示第六百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点座標補正、標高補正、四級基準点測量及び道路基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区上板橋一丁目、上板橋二丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、成増一丁目、成増二丁目、赤塚新町一丁目、赤塚新町二丁目、赤塚新町三丁目、中丸町、熊野町、大山金井町、幸町、大山西町、大山町、大谷口上町、弥生町、大谷口北町、東山町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、練馬区錦一丁目、錦二丁目、北町一丁目、北町二丁目、北町三丁目

目、北町四丁目、北町五丁目、北町八丁目、田柄二丁目、旭町三丁目、文京区本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、本郷四丁目、春日一丁目、春日二丁目、小石川一丁目、小石川二丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、小日向四丁目、大塚一丁目、大塚二丁目、大塚三丁目、大塚四丁目、大塚五丁目、豊島区南大塚二丁目、南大塚三丁目、東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、上池袋二丁目、池袋一丁目、池袋四丁目、池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、品川区北品川二丁目、東品川一丁目、東品川三丁目、東品川四丁目、東大井一丁目及び八潮五丁目各地方内

四 測量の期間
平成三十年十一月八日から平成三十一年二月二十八日まで

●東京都告示第六百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(先行筆界点測量、街区細部図根測量、地籍図根多角測量、現況(地形)測量及び復元測量)
- 三 測量の区域 国分寺市並木町三丁目及び北町三丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月十五日から平成三十一年三月八日まで

●東京都告示第六百六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十一年三月十三日	昭島市松原町五丁目二千九百七十一番五及び同番六の各一部並びに同番六地先及び同番九
		延長 一八・一五 幅員 四・〇〇

●東京都告示第六百六十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月十日

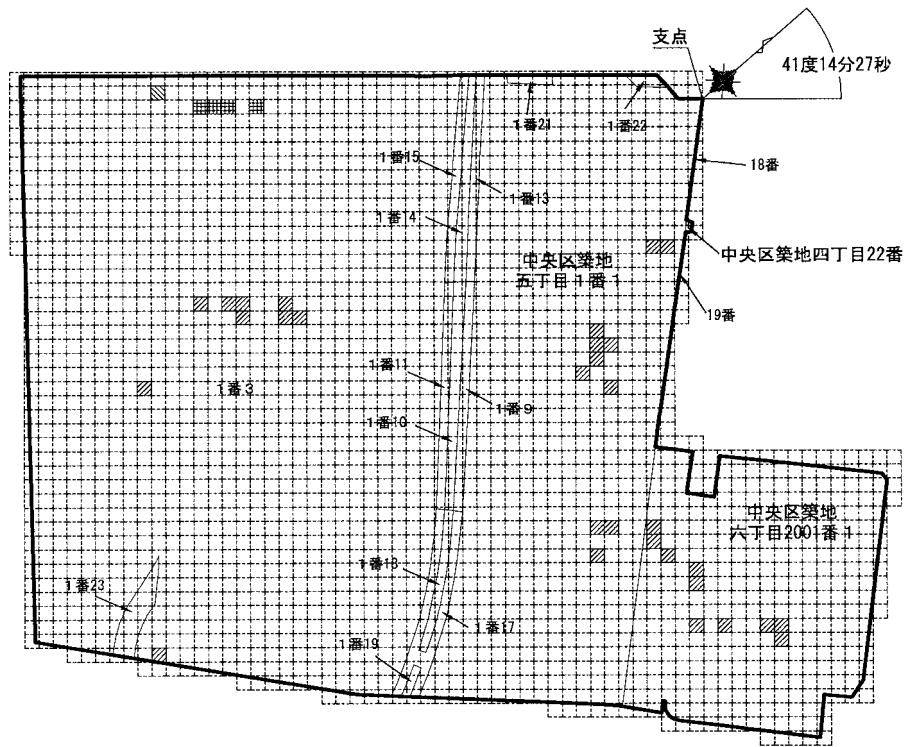
東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区築地五

丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



凡例

- 敷地境界
- 形質変更所要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更所要届出区域 (平成31年東京都告示第9号により指定した区域)
- 形質変更所要届出区域 (平成30年東京都告示第832号により指定した区域)
- 単位区画線
- 筆境界線

〈支点〉
 支点は、中央区築地五丁目1番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:41度14分27秒〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百六十二号

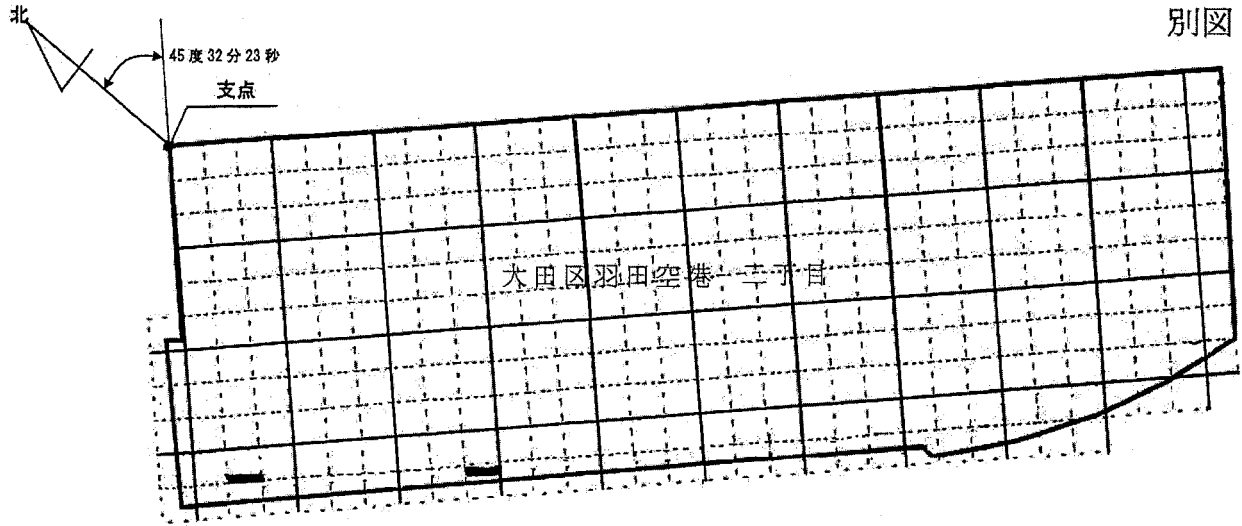
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更所要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更所要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【格子の回転角度 (45度 32分 23秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、大田区羽田空港二丁目の一部のうち、調査対象地の最北端 (X: 50501.169, Y: -6040.336) とする。
 ※座標は、測量法 (昭和24年法律第188号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】
 -----: 単位区画
 ————: 30m格子
 ————: 調査対象地
 ■: 形質変更時要届出区域

●東京都告示第六百六十三号

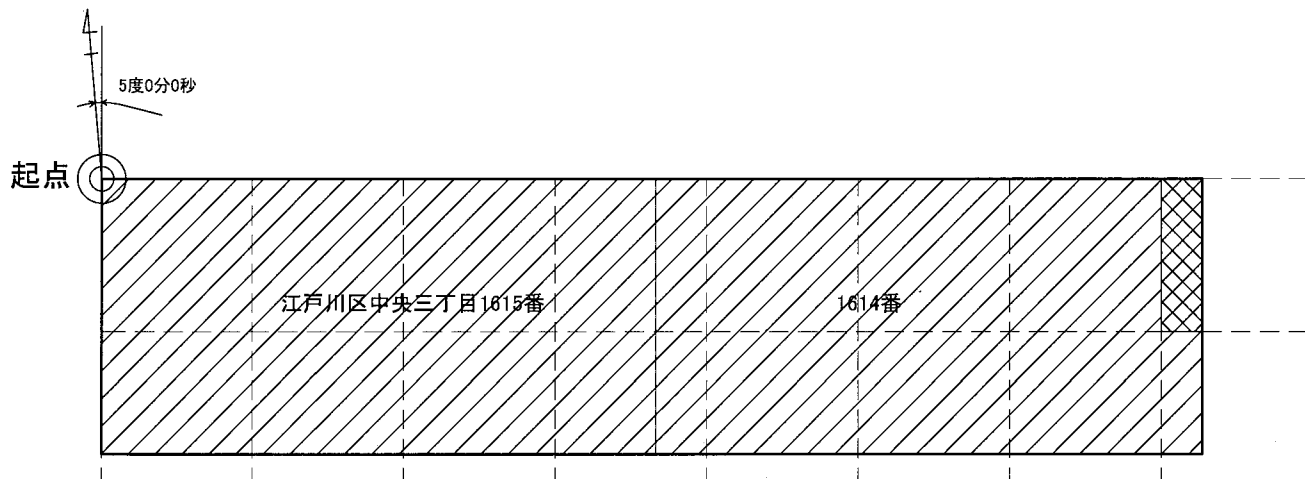
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江戸川区中央三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、一・一ジクロロエチレン、シス一・二ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、江戸川区中央三丁目1615番の
 最北端とする。

【格子の回転角度】 5度0分0秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向
 及び南北方向に引いた線並びにこれらと平
 行して10m間隔で引いた線により形成され
 ている格子を、起点を中心として、右回りに回
 転させた角度を示す。

- 【凡例】
- 敷地境界
 - - 筆境界
 - - 単位区画
 - ⊗ 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
 - ⊘ 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第1688号により指定した区域)

●東京都告示第六百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

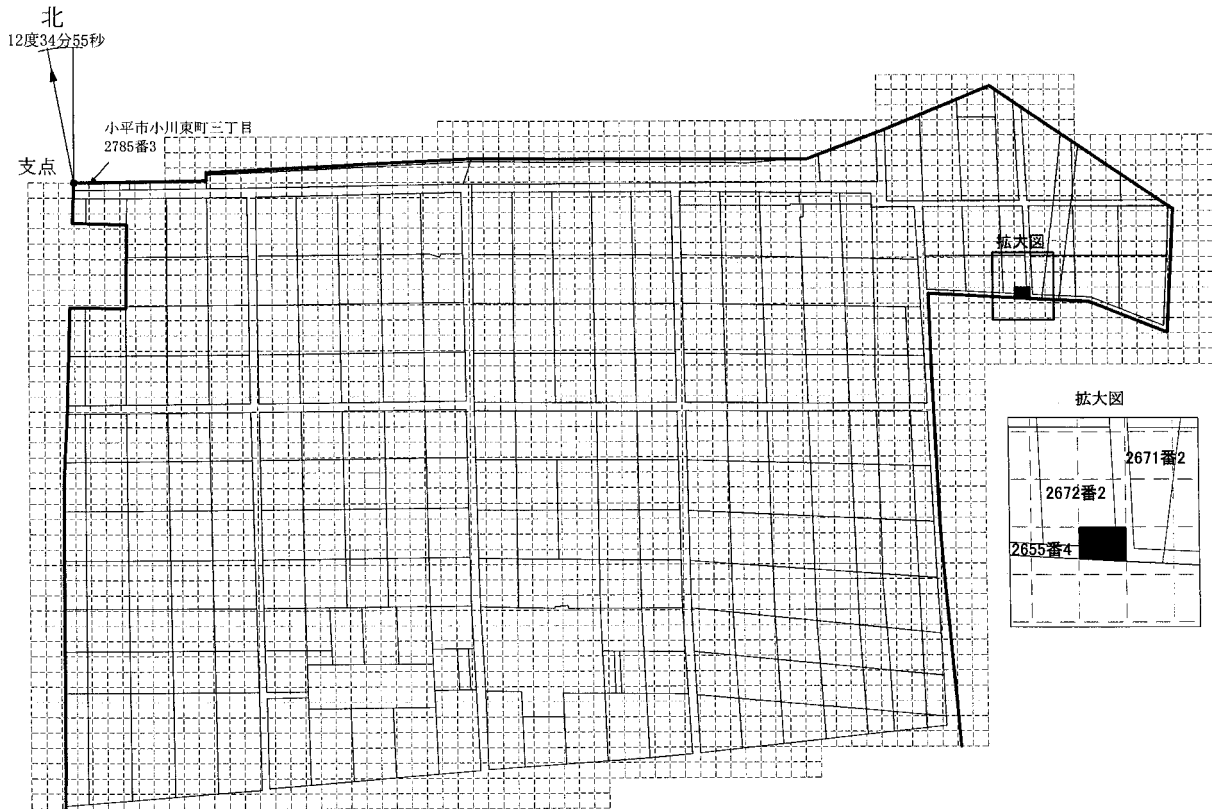
平成三十一年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（小平市小川東
 町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 筆境界
- 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、小平市小川東町三丁目2785番3の最北端とする。

【格子の回転角度(12度34分55秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百六十五号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八條の二第一項及び第八條の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 研修及び講習の 公益財団法人全国生活衛生営業指導
主催者の名称及 センター
び所在地 港区新橋六丁目八番二号

二 研修及び講習の (一) クリーニング師の研修
開催年月日並びに 平成三十一年七月二十四日
び会場の名称及 日本クリーニングセンター
所在地 文京区後楽二丁目三番十号

イ 平成三十一年八月二十二日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

ウ 平成三十一年十月二十七日
トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号

エ 平成三十一年十一月十日
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修(以下「特管物研修」という。)を含む。)

日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

オ 平成三十一年十二月十五日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

カ 平成三十二年二月九日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

(二) 業務従事者に対する講習

ア 平成三十一年八月七日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

イ 平成三十一年九月一日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

ウ 平成三十一年九月八日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

エ 平成三十一年九月二十九日
トヨタドライビングスクール
東京

オ 平成三十一年十月六日
トヨタドライビングスクール
東京

カ 立川市羽衣町一丁目三番四号

キ 平成三十一年十月十三日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

ク 平成三十一年十一月二十八日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

ケ 平成三十一年十二月四日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

コ 平成三十二年一月十九日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

平成三十二年一月二十九日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

平成三十一年四月十日

東京都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

一 名称
特定非営利活動法人オールディーエージャパン

二 代表者の氏名
中田 順寿

三 主たる事務所の所在地
東京都町田市真光寺町三百二番地二十五

四 更新された認定の有効期間
平成三十年十二月十七日から平成三十五年十二月十六日まで

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一
条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、
同法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第
二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規
則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三
の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

サ 平成三十二年二月十九日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

三 受講料
(一) クリーニング師の研修 五千円
(二) 業務従事者に対する講習 四千
五百円

三 受講料

(一) クリーニング師の研修 五千円
(二) 業務従事者に対する講習 四千
五百円

(二) 業務従事者に対する講習 四千
五百円

一 名称

特定非営利活動法人ぶどうのいえ

二 代表者の氏名

大隈 廣

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区弥生一丁目三番十二号

四 更新された認定の有効期間

平成三十一年一月二十四日から平成三十六年一月二十
三日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成三十一年四月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

日野市大字川辺堀之内五百四 日野市多摩平一丁目二番地
十三番一、同番五、五百四十 の一大木ビル内
四番一及び五百四十五番二の 株式会社大木不動産
各一部 代表取締役 大木 茂

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規
定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称
事業地の所在
事業認可の告示
所管事務所

東村山都市計画道路事業三・四・十五号の一新
東京所沢線
東久留米市浅間町二丁目、大門町二丁目、神宝町二丁目及び金山町二丁目地内
平成三十一年三月二十日閣内
東地方整備局告示
第四十七号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称
事業地の所在
事業認可の告示
所管事務所

福生都市計画道路
福生市大字熊川字
平成三十一年三月二十日閣内
西多摩

路事業三・三・武蔵野地内
三の一号新五日
市街道線
一年三月二十日閣内
東地方整備局告示
第四十九号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称
事業地の所在
事業認可の告示
所管事務所

国分寺都市計画道路事業三・四
府中市柴町二丁目及びに国分寺市東一丁目四丁目及び東元町三丁目地内
平成三十一年三月二十日閣内
東地方整備局告示
第四十八号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称
事業地の所在
事業認可の告示
所管事務所

東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十一号線
港区虎ノ門一丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目及び西新橋三丁目地内
平成三十一年三月二十日閣内
東地方整備局告示
第五十号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八)二五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

